

指定訪問介護事業重要事項説明書

(令和 6年 12月現在)

1. 事業所の概要

事業者名	社会福祉法人 早川福社会
事業所名	ヘルパーステーション藤園苑
所在地	高岡市 早川 390番1
電話番号	0766-27-8288
FAX番号	0766-27-8280
介護保険事業所番号	1670200813
サービスの種類	訪問介護
サービスを提供する地域	高岡市全域
営業時間 (サービス提供時間)	8:30~17:30 (6:00~20:00)
職員体制	介護福祉士 2名 以上 介護職員初任者研修修了者 (ヘルパー2級含む) 1名 以上
指定年月日	平成15年 4月 1日
管理者	施設長 藤森 睦文
代表者	理事長 岡本 清右衛門

6. 利用料	
(1) 当事業所が提供する介護サービスの利用料は、介護報酬の告示上の額とします。 2人体制の場合は2人分の料金を頂きます。	
(2) 交通費	サービスを提供する地域にお住まいの方は料金は無料です。
(3) 時間延長サービス	契約者の希望により、介護報酬の設定を越えてサービスを受ける場合は、別途料金がかかります。
(4) 緊急時訪問加算	契約者から緊急に要請をうけ、サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合、加算をいただきます。
(5) 利用料金の変更	サービス利用料金については、介護給費系の変更があった場合、当該料金を変更することがあります。
(6) その他	①契約者の住まいで、サービスを提供する為に使用する水道・ガス・電気・電話等の費用は、ご契約者の負担となります。 ②利用料金は1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、翌月25日まで以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア、下記指定口座への振り込み	
・高岡信用金庫 美幸町支店 普通預金	0074812 (口座名：社会福祉法人早川福祉会 ヘルパーステーション藤園苑)
・北陸銀行 昭和通支店 普通預金	5019710 (口座名：社会福祉法人早川福祉会 ヘルパーステーション藤園苑)
・高岡市農業協同組合 西部支店 普通預金	0001401 (口座名：社会福祉法人早川福祉会 ヘルパーステーション藤園苑)
イ、金融機関口座からの自動引き落とし	
ご利用できる金融機関：高岡信用金庫、北陸銀行、高岡市農業協同組合、ゆうちょ銀行	

7. 苦情等の受付							
当事業所は提供した指定訪問介護に対する利用者からの苦情処理に迅速かつ適切対応するために、苦情処理の規定を定め、その厳守を徹底するものとします。							
(1) 苦情処理の体制及び手順							
ア 提供した指定訪問介護に係わる利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。							
イ 相談及び苦情に円滑適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。							
1. 指定訪問介護の提供に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。							
2. 事業所は、提供した指定訪問介護に関し、市町村が行う文書その他の提出若しくは提示の求めなどに応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。							
3. 事業所は、提供した指定訪問介護に係わる利用者からの苦情に関して国民保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。							
(2) 当事業所に対するご要望や苦情などについてのご相談は以下の窓口で承ります。							
相談窓口：[職名]サービス提供責任者 [氏名] 瀧田 恵							
苦情処理担当：藤園苑 苦情処理委員会 電話：(0766)27-8288 FAX：(0766)27-8280							
(3) 行政機関その他苦情受付機関							
<u>高岡市 長寿福祉課</u>							
所在地：高岡市広小路7番50号							
電話：(0766)20-1365 FAX：(0766)20-1364							
<u>富山県国民健康保険団体連合会</u>							
所在地：富山市下野字豆田995番地の3							
電話：(076)431-9833 FAX：(076)431-9834							
<u>富山県福祉サービス適正化委員会</u>							
所在地：富山市安住町5番21号							
電話：(076)432-3280 FAX：(076)432-6124							
[苦情第三者評価] 有 [直近の実施日] 令和6年11月26日 [評価者] 林 秀俊・山本 吉夫							
[サービスの第三者評価] 無							

8. 虐待防止に向けた体制等

当事業所では責任者を施設長とし虐待防止検討委員会を設け、虐待防止に向け以下の事項を実施するものとします。

(1)虐待防止検討委員会は、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通知、虐待発生時の再発防止策の検討、職員への年2回以上の研修を実施します。

(2)虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認の為に協力します。また当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに委員会で協議し、その内容について職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。

9. 業務継続計画

当事業所は感染症や災害が発生した場合にあっても利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。また定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとします。

以上、訪問介護の提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者：社会福祉法人早川福祉会 ヘルパーステーション藤園苑

説明者職名：サービス提供責任者 氏名

私は、本書面に基づいて、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受け、同意しました。

契約者 住所：

氏名：

代理人 住所：

氏名：

(続柄)

第1号訪問 サービス・活動A（訪問型） 重要事項説明書

サービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

ご利用事業所の名称	社会福祉法人早川福祉会
主たる事業所の所在地	〒933-0957 高岡市早川 390 番 1
代表者（職名・氏名）	理事長 岡本 清右衛門
設立年月日	平成 12 年 6 月 27 日
電話番号	0766-27-8288

2. 事業所の概要

事業所の名称	ヘルパーステーション藤園苑	
サービスの種類	サービス・活動A（訪問型）	
事業所の所在地	〒933-0957 高岡市早川 390 番 1	
電話番号	0766-27-8288	
指定年月日・事業所番号	令和 5 年 4 月 1 日指定	1 6 7 0 2 0 0 8 1 3
通常の事業の実施地域	高岡市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問型サービスは、訪問介護員等が利用者宅を訪問し、家事を行うことが困難な利用者に対して、調理、洗濯や掃除等の家事の援助を行います。

5. 営業日時

【営業日】 年中無休 【営業時間】 8：30 ～ 17：30 （サービス提供時間 6：00 ～ 20：00）

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
介護福祉士	常勤 2名以上
介護職員初任者研修課程 修了者	常勤 1名以上

7. 事業所の管理者

サービス提供の責任者は下記のとおりです。ご不明な点やご要望などありましたら、お問合せください。

【サービス提供責任者】 瀧田 恵

8. 利用料

利用者がサービスを利用した場合の基本利用料は以下のとおりであり、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割、3割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）サービス・活動A（訪問型）

基本		基本利用料	利用者自己負担		
			一割	二割	三割
サービス・活動A（訪問型）/I	1週間に1回程度の訪問型サービスが必要とされた場合	10,580円	1,058円	2,116円	3,174円
サービス・活動A（訪問型）/II	1週間に2回程度の訪問型サービスが必要とされた場合	21,140円	2,114円	4,228円	6,342円

サービス・活動A（訪問型）/Ⅲ	1週間に3回程度以上の訪問型サービスが必要とされた場合	33,540円	3,354円	6,708円	10,062円
-----------------	-----------------------------	---------	--------	--------	---------

（注1）上記の基本利用料は、高岡市が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	加算の要件 (概要)	加算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			一割	二割	三割
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	1,800円	180円	360円	540円

※介護職員処遇改善加算Ⅰ（基本サービス費に各種加算を加えた総額に 24.5%を乗じた金額）を負担していただきます。

（2）キャンセル料

訪問型サービスは、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

（3）支払い方法

利用料金は1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

支払い方法	金融機関
口座引き落とし	ゆうちょ銀行・高岡信用金庫・北陸銀行・高岡市農業協同組合
銀行振り込み	<ul style="list-style-type: none"> ・高岡信用金庫 美幸町支店 普通預金 0074812 (名義：社会福祉法人早川福祉会 ヘルパーステーション藤園苑) ・北陸銀行 昭和通支店 普通預金 5019710 (名義：社会福祉法人早川福祉会 ヘルパーステーション藤園苑) ・高岡市農業協同組合 西部支店 普通預金 0001401 (名義：社会福祉法人早川福祉会 ヘルパーステーション藤園苑)

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

当事業所は提供した指定訪問介護に対する利用者からの苦情処理に迅速かつ適切に対応するため、苦情処理の規定を定め、その厳守を徹底するものとします。

[第三者評価] 有 [直近の実施日] 令和6年11月26日 [評価者] 林 秀俊・山本吉夫

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供したサービスに係わる利用者及びその家族からの相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

イ 相談及び苦情に円滑適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

1. サービスの提供に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとします。
2. 事業所は提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の提出もしくは提示の求めなどに応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 事業所は、提供したサービスに係わる利用者からの苦情に関して国民保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

[相談窓口] サービス提供責任者：瀧田 恵

[苦情処理担当] 藤園苑 苦情処理委員会

電話 (0766) 27-8288 FAX (0766) 27-8280

(3) その他 当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

高岡市 長寿福祉課 所在地：高岡市広小路7番50号 電話(0766)20-1365 FAX(0766)20-1364

国民健康保険団体連合会 所在地：富山市下野字豆田995番地の3 電話(076)431-9833 FAX(076)431-9834

富山県福祉サービス適正化委員会 所在地：富山市安住町5番21号 電話(076)432-3280 FAX(076)432-6124

12.虐待防止に向けた体制等

当事業所では責任者を施設長とし、虐待防止検討委員会を設け、虐待防止に向け以下の事項を実施するものとします。

- (1) 虐待防止検討委員会は、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通知、虐待発生時の再発防止策の検討、職員への年2回以上の研修を実施します。
- (2) 虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。また当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに委員会で協議し、その内容について職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。

13.業務継続計画

当事業所は感染症や災害が発生した場合にあっても利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。また定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとします。

14. サービスの利用にあたっての留意事項

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医行為及び医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③ 他の家族の方に対する食事の準備など

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者：社会福祉法人早川福祉会 ヘルパーステーション藤園苑

説明者職名：サービス提供責任者 氏名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

契約者 住所

氏名

代理人

住 所

氏 名

(続柄)

介護予防・日常生活支援総合事業

第一号訪問事業（訪問型従前相当サービス）重要事項説明書

サービスの提供開始に当たり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 早川福祉会
主たる事業所の所在地	〒933-0957 高岡市早川 390 番 1
代表者（職名・氏名）	理事長 岡本 清右衛門
設立年月日	平成 12 年 6 月 27 日
電話番号	0766-27-8288
ファックス番号	0766-27-8280

2 ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ヘルパーステーション藤園苑	
サービスの種類	訪問型従前相当サービス	
事業所の所在地	〒933-0957 高岡市早川 390 番 1	
電話番号	0766-27-8288	
ファックス番号	0766-27-8280	
指定年月日・事業所番号	令和 6 年 4 月 1 日指定	1670200813
管理者の氏名	藤 森 睦 文	
通常の事業の実施地域	高岡市	

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	要支援状態等にある利用者が、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、サービスを提供することを目的とします。
運営方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4 提供するサービスの内容

訪問介護員等が利用者宅を訪問し、日常生活に必要な入浴、排せつ、食事等の介助や、調理、洗濯、掃除等の家事を行います。

サービスの提供に当たっては、利用者ができることは利用者が行うことを基本とします。

5 営業日時

営業日	年中無休
営業時間	8：30～17：30（サービス提供時間 6：00～20：00）

6 従業者の職種、員数及び職務内容

事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は下記のとおりです。

(1) 管理者 1名（常勤職員）

事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者が遵守すべき事項について必要な指揮命令を行います。

(2) サービス提供責任者 常勤 1名以上

ア 訪問介護相当サービスの目標や具体的なサービス内容等を記載した個別サービス計画の作成を行い、利用の申込みに係る調整をします。

イ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議等への出席等地域包括支援センター等との連携を行います。

ウ 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握します。

エ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施します。

(3) 訪問介護員等 常勤 1名以上、非常勤 1名以上

個別サービス計画等に基づき訪問介護相当サービスの提供に当たります。

7 サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	瀧 田 恵
--------------	-------

8 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担額」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割または2割、3割の額です。ただし、区分支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(注) 区分支給限度額は説明すべき事項の一つとして示しているものであり、区分支給限度額に至るまでサービスを利用することをすすめるものではありません。

(1) 訪問介護相当サービスの利用料

① 基本部分 身体介護及び生活援助

区分		基本利用料	利用者負担		
			1割	2割	3割
訪問型 サービス費 (Ⅰ)	事業対象者 要支援1・要支援 2 週1回程度	11,760円 (1月につき)	1,176円 (1月につき)	2,352円 (1月につき)	3,528円 (1月につ き)
訪問型 サービス費 (Ⅱ)	要支援1・要支援 2 週2回程度	23,349円 (1月につき)	2,349円 (1月につき)	4,698円 (1月につき)	7,047円 (1月につ き)
訪問型 サービス費 (Ⅲ)	要支援2 週2回超	37,270円 (1月につき)	3,727円 (1月につき)	7,454円 (1月につき)	11,181円 (1月につ き)

② 加算 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に下記の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金 (1割)	利用者負担金 (2割)	利用者負担金 (3割)
初回加算	新規の利用者へ サービス提供した場合	2,000円 (1月につき)	200円 (1月につき)	400円 (1月につき)	600円 (1月につき)
介護職員処遇 改善加算 (I) ※	当該加算の 要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算減算の合計の24.5%			

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) 支払い方法

利用料(利用者負担分の金額)は、1か月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	ご利用できる金融機関： 高岡信用金庫、北陸銀行、高岡市農業協同組合、郵便局
銀行振り込み	下記指定口座への振り込み <ul style="list-style-type: none"> ・高岡信用金庫 みずほ支店 普通預金 0074812 (名義：社会福祉法人早川福祉会 理事長 竹田 雄一郎) ・北陸銀行 昭神通支店 普通預金 5019710 (名義：社会福祉法人早川福祉会 理事長 竹田 雄一郎) ・高岡市農業協同組合 西部支店 普通預金 0001401 (名義：社会福祉法人早川福祉会 理事長 竹田 雄一郎)

9 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
---------	---------	--

	電話番号	
緊急連絡先	氏名（利用者との続柄） 電話番号	

10 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び高岡市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

当事業所は提供した指定訪問介護に対する利用者からの苦情処理に迅速かつ適切に対応するため、苦情処理の規定を定め、その厳守を徹底するものとします。

[第三者評価] 有 [直近の実施日] 令和6年11月26日 [評価者] 林 秀俊・山本吉夫

(2) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供したサービスに係わる利用者及びその家族からの相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

イ 相談及び苦情に円滑適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

4. サービスの提供に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとします。
5. 事業所は提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の提出もしくは提示の求めなどに応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
6. 事業所は、提供したサービスに係わる利用者からの苦情に関して国民保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

[相談窓口] サービス提供責任者：瀧田 恵

[苦情処理担当] 藤園苑 苦情処理委員会

電話 (0766) 27-8288 FAX (0766) 27-8280

(3) その他 当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

高岡市 長寿福祉課 所在地：高岡市広小路 7 番 50 号 電話(0766)20-1365 FAX(0766)20-1364

国民健康保険団体連合会 所在地：富山市下野字豆田 995 番地の 3 電話(076)431-9833 FAX(076)431-9834

富山県福祉サービス適正化委員会 所在地：富山市安住町 5 番 21 号 電話(076)432-3280 FAX(076)432-6124

12. 虐待防止に向けた体制等

当事業所では責任者を施設長とし、虐待防止検討委員会を設け、虐待防止に向け以下の事項を実施するものとします。

- (3) 虐待防止検討委員会は、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通知、虐待発生時の再発防止策の検討、職員への年 2 回以上の研修を実施します。
- (4) 虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。また当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに委員会で協議し、その内容について職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。

13. 業務継続計画

当事業所は感染症や災害が発生した場合にあっても利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。また定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとします。

14. サービスの利用にあたっての留意事項

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医行為及び医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③ 他の家族の方に対する食事の準備など

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者：社会福祉法人早川福祉会 ヘルパーステーション藤園苑

説明者職名：サービス提供責任者 氏名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

契約者 住所

氏名

代理人

住 所

氏 名

(続柄)